

災害廃棄物の受入検討状況調査について

環境省より平成23年10月7日付けで、各地方公共団体における災害廃棄物の受入検討状況を把握し、得られた情報を用いて具体的なマッチングを実施することを目的として、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について」の依頼がありました。これは、平成23年4月に実施した災害廃棄物の受入処理に関する調査の後に、放射性物質による災害廃棄物の汚染を心配する意見が全国各地で寄せられ、慎重な対応を余儀なくされたことから、再度、調査が行われたものです。

1 災害廃棄物に関するこれまでの経緯

(1) 4月の災害廃棄物の受け入れに関する調査

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）」（4月8日付環境省）により受入処理等に関する調査依頼があり、余力の範囲内で受入が可能と回答しました。

(2) 焼却工場及び最終処分場に係る放射能測定結果を公表（7月15日）

環境省は、東京都の江戸川清掃工場の焼却灰から放射性セシウムが検出されたことから、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（6月28日付環境省）により、焼却灰の測定を要請しました。これを受け本市でも空間線量や焼却灰の放射能濃度の測定を順次開始し、結果を公表しました。

(3) 常任委員会（9月13日）における請願審査等

第3回市会定例会の常任委員会において、災害廃棄物受入に反対する2件の請願審査が行われ、審査の結果、不採択となりました。また、同定例会の一般質問では、災害廃棄物の受入に関し、「要請があった場合には、特別措置法や国から示されている考え方などを踏まえ、市民の安全を第一に考え、対応を検討」する旨、答弁しました。

(4) 今回の調査

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について」（10月7日付環境省）により、調査依頼がありました。

2 災害廃棄物受入検討状況調査の回答について

本市としては、災害廃棄物の広域処理に協力し、復興に向けた支援を行っていきたいと考えています。本市の放射線対策部局長会議の議論も踏まえ、災害廃棄物の受入についても、さらに十分な検討が必要と考え、国の調査要領に示された選択肢にはありませんが、回答について「検討中」とし、10月28日に県へ調査票を提出しました。

3 添付資料

- (1) 災害廃棄物受入処理調査票（平成23年4月8日付依頼に対する回答） 《資料1》
- (2) 災害廃棄物受入検討状況調査票（平成23年10月28日付回答） 《資料2》
- (3) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について
（平成23年10月7日付依頼文） 《参考資料》

災害廃棄物受入処理調査票

《 資料 1 》

都道府県名 神奈川県

4月14日提出分

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大 受 入 量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤			1日処理 可能量 ⑥	1回の受入量 の処理に 要する日数 ⑦	年間最大 受 入 可能量 ⑧
					処理施設名	処理能力	発電出力			
横浜市	・生ごみ等 ・可燃性混合廃棄物 (木くず、プラスチック等、混在ごみ)		焼却工場	焼却処理	都筑工場 鶴見工場 旭工場 金沢工場	1,200t/d 1,200t/d 540t/d 1,200t/d	12,000kw 22,000kw 9,000kw 35,000kw	500t/d		180,000t
	⑨ 特記事項 ○年間最大受入可能量 ○受入荷姿 ○受入処理フロー ○受入可能頻度 ○受入条件 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・受入量は、横浜市焼却ごみの性状を想定しているが、土砂・ヘドロの付着により発熱量が低い場合、受入量は減少する。 ・パッカー車、ダンプ車、コンテナ車 ・陸路による輸送 → 各工場受入れ → 順次焼却処理 → 焼却灰(処分地の埋立残量が不足しており調整必要) ・搬入可能日:原則月～土、受入工場:都度調整 ・搬入車両:8トン車、受入条件:50cm未満、破碎済み、安全性の確認(住民説明用) 横浜市 中区 住吉町 1-13 資源循環局適正処理計画部 施設課長 足立原 電話 (045)671-2527								

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大 受 入 量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤			1日処理 可能量 ⑥	1回の受入量 の処理に 要する日数 ⑦	年間最大 受 入 可能量 ⑧
					処理施設名	処理能力	発電出力			
横浜市	粗大ごみ(畳、絨毯類、家具類)		焼却工場	焼却処理 (破碎処理)	都筑工場 鶴見工場 旭工場	1,200t/d 1,200t/d 540t/d	12,000kw 22,000kw 9,000kw	130t/d	1日	40,000t
	⑨ 特記事項 ○受入荷姿 ○受入処理フロー ○受入可能頻度 ○受入条件 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・パッカー車、ダンプ車 ・陸路による輸送 → 各工場受入れ → 順次破碎、焼却処理 → 焼却灰(処分地の埋立残量が不足しており調整必要) ・搬入可能日:月～土、受入工場:都度調整 ・搬入車両:4トン車、受入条件:直径20cm未満かつ長さ300cm未満、スプリングマットレス不可、旭工場:手降ろし 安全性の確認(住民説明用) 横浜市 中区 住吉町 1-13 資源循環局適正処理計画部 施設課長 足立原 電話 (045)671-2527								

災害廃棄物受入検討状況調査票

《 資料 2 》

都道府県名

神奈川県

10月28日提出分

市区町村名	検討状況 (A~C)	検討内容等	想定される受入処理能力等				担 当
			受入れが想定 される廃棄物	処理施設名 (処理内容)	1日当たり 処理可能量	年間最大 受入可能量	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
横浜市		検討中					所属 資源循環局適正処理計画部施設課 氏名 足立原 敬一 電話 045-671-2527 メール sj-shisetsu@city.yokohama.jp

<受け入れについて>

横浜市としては、災害廃棄物の広域処理に協力し、復興に向けた支援を行っていきたいと考えています。

現在、横浜市の下水汚泥焼却灰は埋立基準を満たし、個別に安全評価も行ないましたが、市民からの安全・安心に関する理解を得ることができず、市民の日常生活から日々発生する下水汚泥焼却灰の埋立について実施出来ない状況です。そのため、国（国土交通省、環境省）へ「放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の安全な処理方策等に係る緊急要望」を提出しているところです。

災害廃棄物の受け入れに際しても市民の理解を得ることが必要不可欠であり、また廃棄物の処理・処分にあたっては、基準を満たすことだけでなく十分な配慮が必要です。そのためには、安全性が確保される合理的な測定法や基準値の決定及び分かり易く説明するための資料や情報提供などにより、市民の安全・安心に関する理解を得ることが重要です。

【参考資料】

事務連絡

平成 23 年 10 月 7 日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理については、本年 4 月 8 日付け事務連絡「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）」により各地方公共団体における災害廃棄物の受入処理に関する調査を実施し、多数の回答を頂きました。

しかしながら、放射性物質による災害廃棄物の汚染を心配する意見が全国各地で寄せられ、慎重な対応を余儀なくされていたところです。

環境省では、今般の東京都における広域処理のスタートを契機として、今後、広域処理を加速するため、環境省本省と地方環境事務所が緊密に連携し、広域処理のマッチングを進めることとしています。

このため、各地方公共団体における災害廃棄物の受入検討状況を把握し、得られた情報を用いて具体的なマッチングを実施することを目的として、別紙要領により調査を実施いたします。

なお、本調査の結果について、個別の地方公共団体名は公表しないこととしています。御多忙の折、大変恐縮ではございますが、御協力方よろしく申し上げます。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 担当：敷田、青竹、播磨

TEL：03-3581-3351（内線 6857）

E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査要領

1. 調査方法

「災害廃棄物受入検討状況調査票」により、貴管内市区町村分を取りまとめの上、回答してください。

2. 回答提出先

別添の提出先に電子ファイルを提出願います。

3. 回答期限

平成 23 年 10 月 21 日（金） 17:00

4. 記入上の留意点

①検討状況

以下の A～C から選択して記入してください。

A：既に受入れを実施している

B：被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている

C：被災地への職員派遣や検討会議の設置等は行っていないが、受入れに向けた検討を行っている

②検討内容等

具体的な検討の内容や進捗状況を記入してください。

③受入れが想定される廃棄物

以下のような記載を参考にしてください。

○ 可燃性混合廃棄物（木くずやプラスチック等が混合した状態の廃棄物）

○ 不燃ごみ（割れたガラス等、埋立処分が必要な廃棄物）

○ 粗大ごみ（家具等で破碎処理を要する廃棄物）

○ 燃え殻等（火災により発生した燃え殻等、埋立処分が必要な廃棄物）

④処理施設名（処理内容）

受入れが想定される施設名と処理内容（焼却、破碎、埋立等）を記入してください。

⑤1日処理可能量

処理余力を勘案し、1日の処理可能量を記入してください。

⑥年間最大受入可能量

処理余力・保管能力等を勘案し、年間最大受入可能量を記入してください。

※③～⑥については、受入れが可能となった場合に想定される処理能力等を可能な範囲で記入してください。

別添

回答提出先

○北海道地方環境事務所【北海道】

環境対策課

(電話) 011-299-1952 (FAX) 011-736-1234 (電子メール) REO-HOKKAIDO@env. go. jp

○環境省現地災害対策本部(東北地方環境事務所)【青森県、秋田県、山形県】

(電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311 (電子メール) REO-TOHOKU@env. go. jp

○関東地方環境事務所【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0517 (電子メール) HAIRI-KANTO@env. go. jp

○中部地方環境事務所【富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUBU@env. go. jp

○近畿地方環境事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800 (電子メール) REO-KINKI@env. go. jp

○中国四国地方環境事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp

○高松事務所【徳島県、香川県、愛媛県及び高知県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-TAKAMATSU@env. go. jp

○九州地方環境事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 096-214-0328 (FAX) 096-214-0349 (電子メール) REO-KYUSHU@env. go. jp

環境省における災害廃棄物の広域処理の推進体制

平成23年10月4日
環境省廃棄物対策課

1. 背景・目的

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、広域処理が必要であり、具体的な処理方法等を示した岩手県災害廃棄物処理詳細計画や宮城県災害廃棄物処理実行計画（第1次案）においても位置付けられている。

一方で、災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見が各地で寄せられており、受入側の地方公共団体や住民の理解が重要であることから、環境省では、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法について整理し、「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」としてとりまとめた。

このような中、東京都及び岩手県は、十分な安全性の検証を行ったうえで、9月30日に広域処理について基本協定を締結したところ。

今回の広域処理スタートを契機として、災害廃棄物の受入側地方公共団体や住民の理解を得つつ、被災した地方公共団体のニーズに応じた広域処理の推進を図る。

2. マッチングの進め方

- ① 環境省廃棄物対策課は、受入側地方公共団体から、受入可能な廃棄物の種類、焼却処理受入可能量、破碎処理受入可能量、埋立処理受入可能量、受入条件等（「受入情報」という。）について、受入側地方公共団体が所在する地方環境事務所（「所管地方環境事務所」という。）を通じて把握し、環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所及び各県内支援チーム）に提供する。
- ② 環境省現地災害対策本部は、①の情報を取りまとめ、被災側地方公共団体に受入情報を提供する。環境省現地災害対策本部は、被災側地方公共団体の希望を踏まえて、広域処理マッチングを進める案件を決定する。
- ③ 環境省現地災害対策本部は、所管地方環境事務所に連絡し、所管地方環境事務所が受入側地方公共団体に連絡を行う。
- ④ 所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、環境省現地災害対策本部、受入側地方公共団体及び所管地方環境事務所からなるキックオフミーティングの開催について調整する。
- ⑤ その後は、当事者同士の調整を原則としつつ、環境省現地災害対策本部、所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体間の調整を行う。

⑥ 所管地方環境事務所は、受入側地方公共団体の地元住民理解促進のため、有識者を派遣することが効果的であると判断する場合には、環境省廃棄物対策課に連絡を行い、有識者派遣を手配することができる。

⑦ 環境省現地災害対策本部は、広域処理の進捗状況を管理する。

3. その他の環境省による支援

広域処理推進会議を開催することにより、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体に、安全性評価に関する情報、実施事例、住民説明用資料等について情報提供を行う。

災害廃棄物の運搬等に関して、地方公共団体の意向を把握しつつ、関係省庁と連携し必要な協力を行う。

4. 民間事業者（リサイクル業者、産業廃棄物処理業者等）による受入

災害廃棄物の受入を希望する民間事業者は、所在地方公共団体に連絡し、当該地方公共団体より、所管地方環境事務所宛てに受入情報を登録することとする。民間事業者からの相談は、所管地方環境事務所が行うものとし、受入側地方公共団体との調整を図る。

5. 広域処理の相談窓口

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

（電話）03-5501-3154、（FAX）03-3593-8263

（電子メール）hairi-haitai@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所）【青森県、秋田県、山形県担当】

（電話）022-722-2871、（FAX）022-724-4311

（電子メール）RE0-TOHOKU@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部岩手県内支援チーム【岩手県担当】

（電話）019-629-3035、（FAX）019-625-7712

○環境省現地災害対策本部宮城県内支援チーム【宮城県担当】

（電話）022-211-2687、（FAX）022-211-2390

○北海道地方環境事務所【北海道】

環境事務所環境対策課

（電話）011-299-1952、（FAX）011-736-1234

（電子メール）RE0-HOKKAIDO@env.go.jp

○関東地方環境事務所【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県】

(電話) 048-600-0814、 (FAX) 048-600-0517

(電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所【富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 052-955-2132、 (FAX) 052-951-8889

(電子メール) REO-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 06-4792-0702、 (FAX) 06-4790-2800

(電子メール) REO-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 086-223-1584、 (FAX) 086-224-2081

(電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○高松事務所【徳島県、香川県、愛媛県及び高知県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 087-811-7240、 (FAX) 087-822-6203、

(電子メール) MOE-TAKAMATSU@env.go.jp

○九州地方環境事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県】
九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 096-214-0328、 (FAX) 096-214-0349

(電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp